

## 【 審議対象事業群 Ⅲ 】

長崎県総合計画「チャレンジ2020」

基本戦略 9 快適で安全・安心な暮らしをつくる

施策 (5) 良好で快適な環境づくりの推進

事業群 ① 汚水処理施設の普及拡大と高度処理の推進

事業群評価調書 p 1  
事業群補足説明 p 6

〈構成事業補足説明資料〉

浄化槽設置整備費	p 7
長崎県汚水処理総合交付金費	p 9
(特) 大村湾南部流域下水道事業 (公共)	p 11
環境監視測定費 (水質)	p 13
工場監視指導費 (水質)	p 17
生活排水対策活動促進事業	p 19

事業群評価調書(平成30年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	環境部水環境対策課
施策名	(5) 良好で快適な環境づくりの推進	課(室)長名	田口 陽一
事業群名	① 污水处理施設の普及拡大と高度処理の推進	事業群関係課(室)	地域環境課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)		(取組項目)							
海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、下水道、浄化槽等の污水处理施設の普及を促進するとともに、富栄養化対策が必要な水域については、下水道施設等において高度処理対策に取り組めます。また、工場や事業場の排水については、継続的な監視を行います。		i) 下水道、浄化槽等の整備に対する支援 ii) 下水道施設の高度処理化の推進 iii) 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全							
事業群	指標	基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) ・污水处理人口普及率 下水道、浄化槽等の整備に対する支援を実施した結果、平成29年度の污水处理人口普及率は、昨年度より0.7%改善されたものの、平成29年度の目標値の98%にとどまっている。今後は、未普及対策に必要な国予算を確保し下水道整備とともに、浄化槽整備を促進することで目標達成を目指す。
	污水处理人口普及率	目標値①	80.5%	81.6%	82.7%	83.8%	85%	85% (H32)	
	実績値②	77.2% (H25)	79.5%	80.2%				進捗状況	
		②/①	98%	98%					やや遅れ
その他	指標	基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	・水質汚濁に係る環境基準(海域COD)の達成率 生活排水等の処理率向上や水質汚濁防止法・未来環境条例に基づく工場・事業場に対する指導の徹底等により、県内76地点中66地点で環境基準を達成したが、外海との海水交換が少ない閉鎖性水域(大村湾、松浦海域及び東大川河口水域)の10地点で環境基準を超過した。今後も引き続き、污水处理施設の整備を促進するとともに、特に閉鎖性水域については、各種計画に基づき、市町等関係機関と連携して水質改善対策に取り組み、進捗を管理していく。
	水質汚濁に係る環境基準(海域COD*)の達成率 ※COD(化学的酸素要求量)の略。海域、湖沼の水の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標。	目標値①	78%	80%	82%	84%	85%	85% (H32)	
	実績値②	76% (H26)	85.5%	86.8%				進捗状況	
		②/①	109%	108%					順調

2. 29年度取組実績(H30新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 29年度事業の実施状況 (30年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			29年度事業の成果等	中核事業		
				H28実績	H29実績	H30計画			うち一般財源	人件費(参考)	指標			主な目標	H28目標
1	取組項目 i	浄化槽設置整備費	H3-	245,246	245,246	6,032	市町	市町が国の交付金を活用して実施する浄化槽設置整備事業について、19市町へ補助した。	活動指標	浄化槽整備事業実施市町数(市町)	19	18	94%	県の補助による支援で、市町の負担が減り、制度維持や上乘せ補助などの市町の積極的な制度運用が図られた結果、浄化槽1,770基が整備された。	○
				241,663	241,232	6,035					19	19	100%		
				282,072	281,701	6,997					20				
		水環境対策課						成果指標	浄化槽に係る污水处理人口普及率(%)	13.8	13.7	99%			
										14.2	14	98%			
										14.5					

2	取組項目 i	長崎県汚水処理総合交付金費	H21-33	7,896	7,896	2,413	市町	農業集落排水事業1箇所に対し、事業費の5%を補助した。	活動指標 啓発活動市町数(市町)	5	7	140%	農業集落排水事業の着手により、汚水処理整備の進捗が図られた。	
				5,101	5,101	2,414				5	10	200%		
				11,410	11,410	2,399				—	/	/		
										80.5	79.5	98%		
		水環境対策課							成果指標 汚水処理人口普及率(%)	81.6	80.2	98%		
										82.7	/	/		
3	取組項目 ii	(特)大村湾南部流域下水道事業(公共)	H5-42	67,925	0	—	大村湾流域	大村湾南部浄化センターの水処理施設を高度処理化する工事を施工した。また、計画的な改築更新を行うためのストックマネジメント計画を策定した。	活動指標 協議会等開催回数(回)	5	5	100%	高度処理化工事の進捗が図られた。また、ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新ができるようになった。	○
				290,545	0	—				5	5	100%		
				805,000	0	—				5	/	/		
										100	100	100%		
		水環境対策課							成果指標 放流水質の遵守基準の達成率(%)	100	100	100%		
										100	100	100%		
										100	/	/		
4		環境監視測定費(水質)	S46-	23,113	23,113	5,243	公共用水域	水質測定計画に基づき、県下の45水域95地点(河川37水域38地点、海域8水域57地点)において水質汚濁状況の監視測定を行った。	活動指標 公共用水域水質測定計画に基づく水質検査地点数(地点)	95	95	100%	水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質汚濁状況の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。	○
				22,973	22,973	4,844				95	95	100%		
				24,337	24,337	5,197				100	100	100%		
										100	100	100%		
		地域環境課							成果指標 環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%		
										100	/	/		
5	取組項目 iii	工場監視指導費(水質)	S46-	2,067	2,067	3,629	水質汚濁防止法特定施設等	特定施設、指定施設に対し立入検査を実施し、届出内容の確認及び維持管理状況等の確認を行った。排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査を実施した。	活動指標 立入件数(件)	1,296	1,620	125%	水質汚濁防止法や未来環境条例に基づき、立入検査を行い、法・条例に違反し又は違反する恐れのある場合は速やかな改善を指導し公共用水域の保全を図った。	
				2,159	2,159	3,229				1,247	1,571	125%		
				2,650	2,650	2,798				1,225	/	/		
										100	98	98%		
		地域環境課							成果指標 排水基準の遵守率(%)	100	97	97%		
										100	/	/		
6		生活排水対策活動促進事業	(H29終了) H12-29	2,654	2,654	1,613	生活排水	生活排水による汚濁負荷を削減するため、生活排水対策重点地域の指定を受けた自治体(5市)が行う住民への啓発・普及事業への支援を行った。	活動指標 生活排水対策重点地域への県費補助金(市)	5	5	100%	自治体を実施した生活排水の不朽・啓発活動を通じて地域住民の意識の向上を図った。	
				2,597	2,597	1,609				5	5	100%		
				/	/	/				/	/	/		
										100	100	100%		
		地域環境課							成果指標 補助対象水域の環境基準(GOD)達成率(%)	100	100	100%		
										100	100	100%		
										/	/	/		

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

#### i) 下水道、浄化槽の整備に対する支援

- ・これまでも、関係市町の訪問や担当者会議等で、浄化槽設置整備の促進を求めてきたが、浄化槽普及率は目標に達していない。
- ・浄化槽設置整備は、個人負担が多額になることから、国補助や県補助の他に市町単独の助成制度も設けるなど整備を促進しているが、個人が浄化槽を設置する機会は、住宅の新築や改築時が大半を占めることから、計画的な整備が進まず個人設置型浄化槽での整備に限界がある。
- ・このため、平成30年度予算で市町が事業主体となって計画的な整備が可能な市町村設置型浄化槽への補助拡充を行った。
- ・今後、下水道未普及の市町を中心に浄化槽普及を図る必要があることから、市町村設置型浄化槽の導入を推進して汚水処理人口普及率の向上を図る。
- ・県汚水処理総合交付金は、平成29年度までに新規着手した事業に対し5年間補助する制度であるため、平成33年度をもって廃止する。

#### ii) 下水道施設の高度処理化の推進

- ・大村湾南部浄化センターの高度処理化工事を進めている。国からの交付金を確保し、事業の進捗を図る必要がある。

#### iii) 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全

- ・水質汚濁防止法に基づき、県下の45水域95地点で水質汚濁状況の監視測定を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。その結果、平成29年度は河川では3地点、海域においては10地点で環境基準を超過した。今後とも、公共用水域の水質汚濁状況について把握を行い、汚水処理施設の計画的な普及拡大等を図る必要がある。
- ・水質汚濁防止法及び未来環境条例に基づき、工場・事業場の排水基準の遵守状況について確認したところ、13件の違反があり改善指導を行った。いまだに排水基準超過事例が発見されており、公共用水域の水質汚濁を防止するうえで水質検査による監視は重要である。
- ・生活排水対策の必要性については、自治体が行う普及・啓発事業を通じ、一定の理解が得られ、下水道や浄化槽の導入等につながるなど、一定の成果は得られている。

#### 4. 30年度見直し内容及び31年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	30年度事業の実施にあたり見直した内容 (H30の新たな取組は「H30新規」と記載、見直しがない場合は「-」と記載)	31年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	浄化槽設置整備費	市町が主体となって整備・管理する市町村設置型浄化槽への補助を拡充した。	⑤	さらなる普及促進に向け、引き続き、個人設置型浄化槽の整備を図るとともに、市町村設置型浄化槽の導入に向け、平成30年度から市町を戸別訪問し、導入にあたっての諸課題についての解決策の提案を行っている。31年度事業の実施に向けた方向性については、30年度の取り組み結果を踏まえて検討する予定。	現状維持
2	取組項目 ii	長崎県汚水処理総合交付金	-	-	平成29年度までに新規着手した事業に対して5年間補助する制度であるため、平成33年度をもって廃止予定。	現状維持
4	取組項目 iii	環境監視測定費(水質)	・水生生物及びその生育又は生育環境を保全する目的として環境基準が設定された亜鉛・ノニルフェノール・LASに関して、県内の水域(海域・河川)における情報が必要となっていることから、まずは河川の水質調査を開始することとした。 ・測定地点や測定回数の見直しについては平成30年度に行う予定であったが、平成29年度に、蓄積した過去の水質データなどの評価を行い、見直しを実施した。	-	・水生生物保全環境基準の類型指定のために、水質調査及び水生生物調査を行う。 ・県の事務として公共用水域や地下水について、環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握しているが、これまでの測定結果を元に環境審議会において検討し、測定地点や測定頻度等の見直しを行っていく。	改善
5		工場監視指導費(水質)	-	-	・一部の工場・事業場で排出基準の違反があり、排水基準違反を未然に防止するため、過去に違反が認められた工場・事業場を重点的に排水の基準適合状況を確認していく。	改善

注:「2. 29年度取組実績」に記載している事業のうち、H29年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

#### 【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点

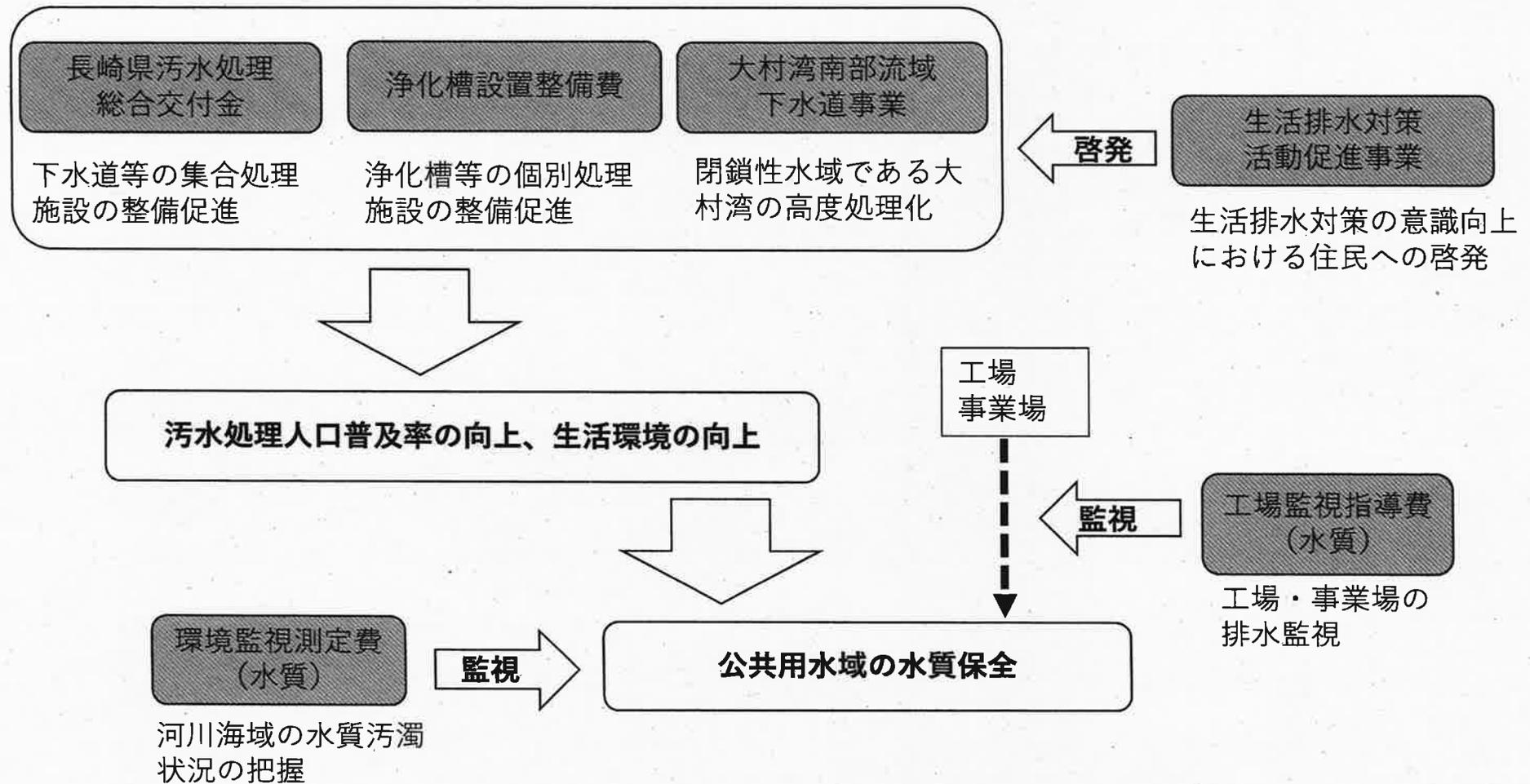


# 汚水処理施設の普及拡大と高度処理の推進

## 【現状・背景】

- 本県の汚水処理人口普及率は平成29年度末で80.2%であるが全国平均に比べて低い状況にある。
- 汚水処理については、地域の状況に応じて下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽整備事業を組み合わせながら進めている。
- 外海との海水交換が少ない閉鎖性水域の水質は改善傾向にあるが、一部の水域では環境基準を達成していない。

## 汚水処理施設の普及





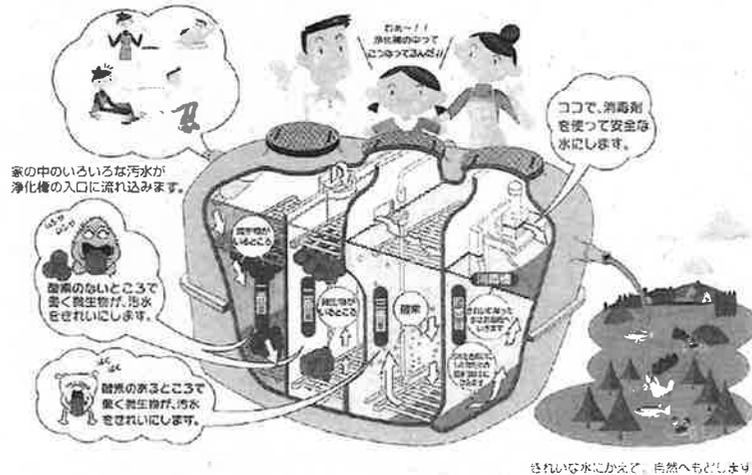
# 浄化槽設置整備費

平成30年度政策評価  
水環境対策課

## 概要

- ・浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。
- ・浄化槽の普及促進を図るため、長崎県浄化槽設置整備事業補助金実施要綱に基づき、浄化槽設置整備事業（個人設置型）、浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）を行う市町村に対し、県費による補助を行う。

### 合併処理浄化槽のしくみ

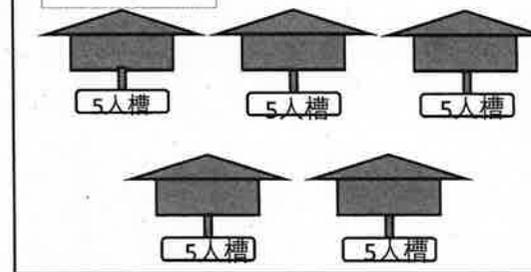


## 【個人設置型】

個人が設置主体となって浄化槽を設置する者に対し、国及び県、市町村が補助する。

本土	個人負担6割	補助対象経費4割		
	設置者(個人)	国	県	市町村
	60%	13%	12%	15%
離島	個人負担6割	補助対象経費4割		
	設置者(個人)	国	県	市町村
	60%	20%	12%	8%

### 個人設置型



## 【市町村設置型】

市町村が設置主体となって浄化槽を整備する事業に対し、国及び県が補助する。

本土	補助対象経費10割				
	個人	国	県	市町村	
	10%	33%	5%	52%	
離島	個人	国		県	市町村
	10%	50%		10%	30%

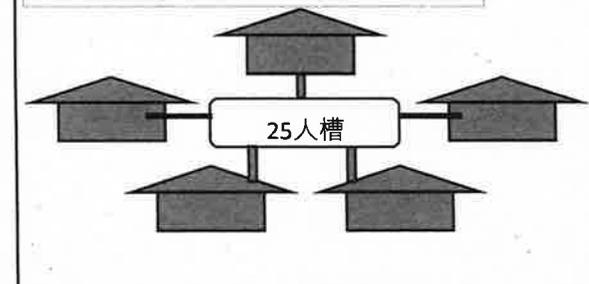
ただし、本土の市町村の汚水処理人口普及率が50%未満の場合は10%を補助

## 事業期間

H33年度までに事業着手する市町村に対して、開始から5年間を補助期間とし、最終年度はH37年度まで

市町村設置型では、複数戸（5戸まで）の排水を1基の浄化槽で処理することができる。

### 市町村設置型による共有化のイメージ





# 長崎県汚水処理総合交付金費

平成30年度政策評価  
水環境対策課

## 概要

・公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、コミュニティ・プラント、浄化槽（市町村設置型）の新規着手地区（処理区）への県費による補助を行う。



## 【対象地域】

- 1) 生活排水対策重点地区
  - ・大村湾流域、有明海流域（諫早湾干拓調整池流域含む）、橘湾流域、佐々川流域、福江川流域
- 2) 離島地域

## 【支援内容】補助割合

- 1) 生活排水対策重点地域を有する市町 5%  
ただし、該当市町のうち、汚水処理人口普及率が50%未満の市町については、10%
- 2) 離島を有する市町 10%

## 【補助期間】

平成29年度までに着手した事業 事業着手から5年間補助

## 農業集落排水施設（大草地区）

事業主体 諫早市  
事業期間 H30～H33年度  
計画人口 699人  
整備量 φ100～200mm L=11,150m  
ポンプ施設 14基  
事業費 838,000千円



## (特) 大村湾南部流域下水道事業 (公共)

平成30年度政策評価  
水環境対策課

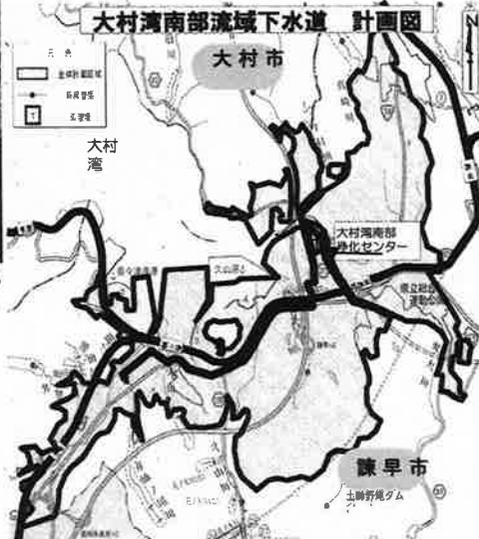
### 大村湾の概要

大村湾は長崎県の本土の中央にあり、閉鎖性水域で、潮流による水質浄化が起こりにくい海域です。外海との接点は針尾瀬戸(幅約200m)、早岐瀬戸(幅約20m)の2箇所しかありません。

- 流域面積：564km<sup>2</sup>
- 大きさ：南北約26km、東西約11km、面積320km<sup>2</sup>
- 深さ：平均深度15m
- 貯流量：約473万km<sup>3</sup>



出典：環境省「閉鎖性海域ネット」



### 大村湾南部流域下水道の概要

大村湾南部流域下水道は、諫早市と大村市にまたがる大村湾の最奥部流域の1,644haを対象とした流域下水道で、幹線管渠(多良見幹線、大村幹線)と終末処理場(大村湾南部浄化センター)で構成されます。

平成5年度の事業開始後、平成12年3月31日に最初の区域で処理を開始し、その後も順次処理区域を拡大しています。

計画概要	平成29年度時点/全体計画(平成5年度~平成42年度)		
圏連市	諫早市	大村市	流域下水道計
計画区域(ha)	1,059/1,527	106/117	1,165/1,644
計画人口(人)	37,277/40,200	1,590/1,500	38,867/41,700
計画汚水量(m <sup>3</sup> /日最大)	26,970	1,130	28,100 (現有処理能力26,917)
下水の排除方式	分流式		
流域幹線延長	5,300m(多良見幹線4,690m、大村幹線610m)		
処理場面積	約49,100m <sup>2</sup>		
処理方法	ステップ流入式多段階硝化脱窒法 (標準活性汚泥法から順次改修予定)		



### 大村湾南部浄化センター 高度処理事業

平成26年度末に、大村湾内の下水道整備の上位計画となる『大村湾流域別下水道整備総合計画(流総計画)』を策定し、湾内の処理場毎の処理方針や全窒素、全リンの処理水質の値を定めた。

流総計画で、大村湾南部浄化センターでは全窒素、全リンの処理(高度処理という。)を速やかに実施すべきとされたため、平成27年度に事業計画を変更し、処理場を高度処理化するための改修事業を進めている。高度処理の導入に伴い、処理水の計画放流水質は従来のBODに加え、新たにCOD・全窒素・全リンの値が定められた。

#### 計画放流水質

(単位: mg/l)

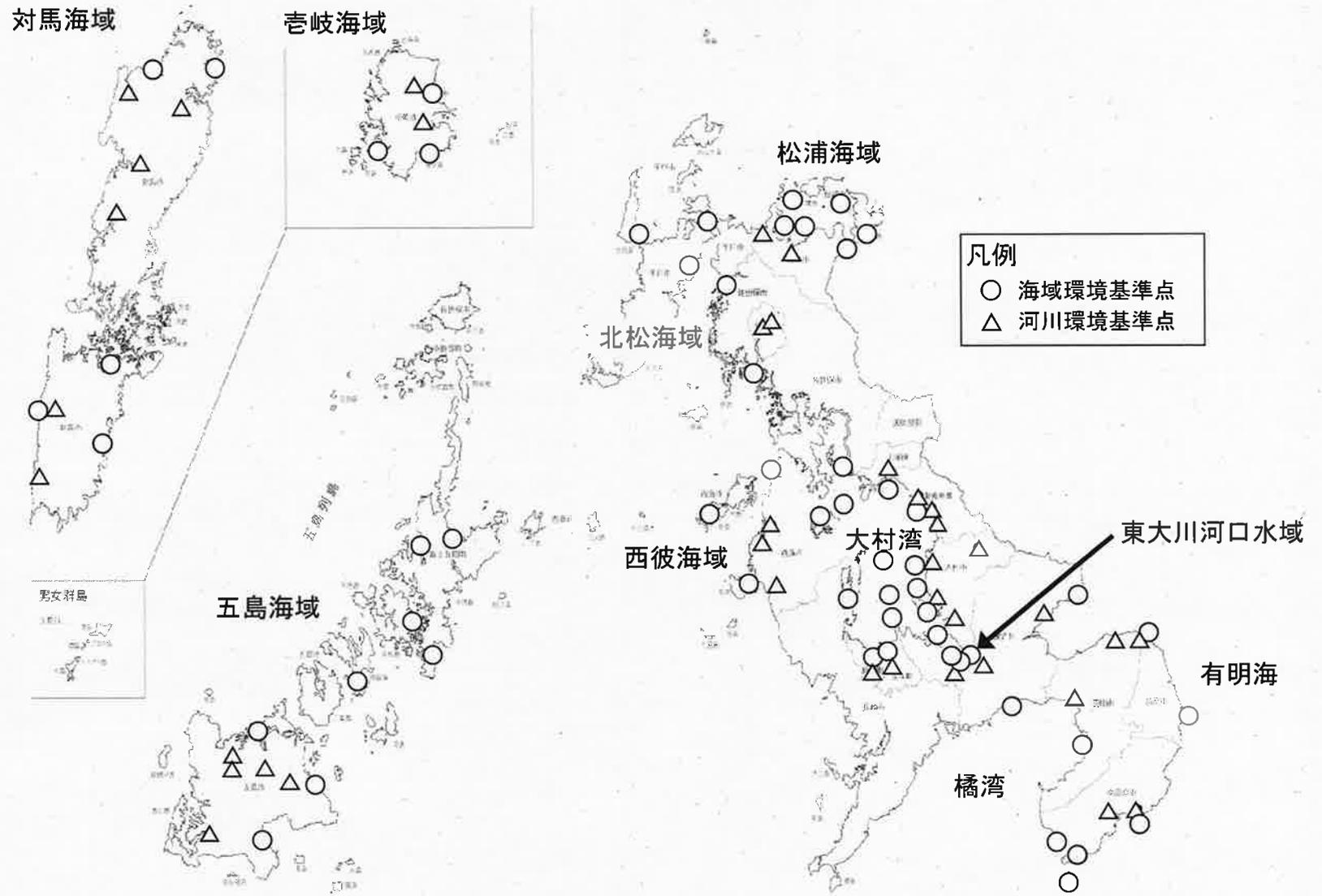
BOD	COD	全窒素	全リン
15	25	12.6	2.6



平成29年度 長崎県測定 公共用水域水質測定地点図(環境基準点)

公共用水域 水質測定河川	水域 数	環境 基準 点数
対馬地区河川	6	6
壱岐地区河川	2	2
五島地区河川	5	5
松浦地区河川	2	2
北松地区河川	1	2
大村湾流入河川	12	12
西彼地区河川	3	3
橘湾流入河川	1	1
有明海流入河川	5	5
合計	37	38

公共用水域 水質測定海域	水域 数	環境 基準 点数	
長崎県沿岸 海域	対馬海域	5	
	壱岐海域	3	
	五島海域	8	
	松浦海域	1	6
	北松海域	5	
	西彼海域	3	
	橘湾	3	
計	1	33	
大村湾	1	17	
東大川河口水域	1	1	
有明海 (1 1)	1	1	
有明海 (1 2)	1	1	
有明海 (1 3)	1	1	
有明海 (1 4)	1	1	
有明海 (1 5)	1	2	
合計	8	57	



平成29年度 公共用水域水質測定結果(環境基準達成状況)

●河川(BOD) ※県実施分のみ

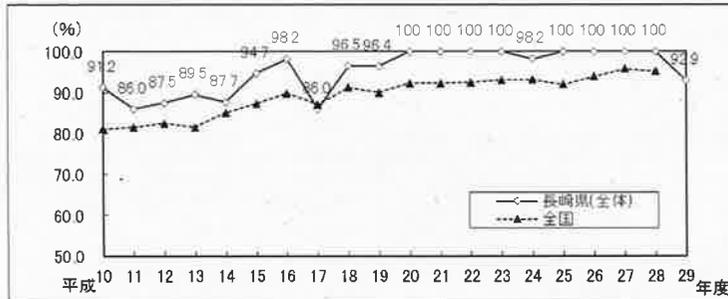
市町名 (水域数)	水域名	類型	環境基準値 (mg/L)	BOD 75%値 (mg/L)	達成 状況
諫早市 (3)	喜々津川	B	3.0	0.8	○
	境川	A	2.0	0.8	○
	東大川	A	2.0	1.1	○
大村市 (4)	郡川(1)	AA	1.0	0.9	○
	郡川(2)	A	2.0	1.1	○
	大上戸川	A	2.0	0.7	○
松浦市 (2)	志佐川	A	2.0	1.4	○
	竜尾川	A	2.0	1.6	○
対馬市 (6)	舟志川	A	2.0	2.1	×
	佐護川	A	2.0	1.3	○
	三根川	A	2.0	0.6	○
	仁田川	A	2.0	1.1	○
	佐須川	A	2.0	1.5	○
	瀬川	A	2.0	0.8	○
杵岐市 (2)	谷江川	A	2.0	2.2	×
	幡鉢川	B	3.0	3.3	×

市町名 (水域数)	水域名	類型	環境基準値 (mg/L)	BOD 75%値 (mg/L)	達成 状況
五島市 (5)	一の川	A	2.0	1.0	○
	鱒川	A	2.0	1.1	○
	中須川	A	2.0	1.1	○
	大川原川	A	2.0	0.9	○
	福江川	A	2.0	1.7	○
西海市 (3)	伊佐ノ浦川	A	2.0	0.7	○
	多以良川	A	2.0	0.9	○
雲仙市 (3)	雪浦川	A	2.0	0.6	○
	千々石川	A	2.0	0.7	○
	神代川	A	2.0	1.2	○
南島原市 (2)	土黒川	B	3.0	1.6	○
	有家川	A	2.0	1.5	○
長与町(1)	有馬川	B	3.0	2.1	○
	長与川	B	3.0	1.1	○
時津町(1)	時津川	C	5.0	0.9	○
川棚町(1)	川棚川	A	2.0	1.6	○
東彼杵町 (3)	彼杵川	A	2.0	1.0	○
	千綿川	A	2.0	0.8	○
	江ノ串川	A	2.0	0.9	○
佐々町(1)	佐々川	A	2.0	1.3	○

●海域(COD) ※県実施分のみ

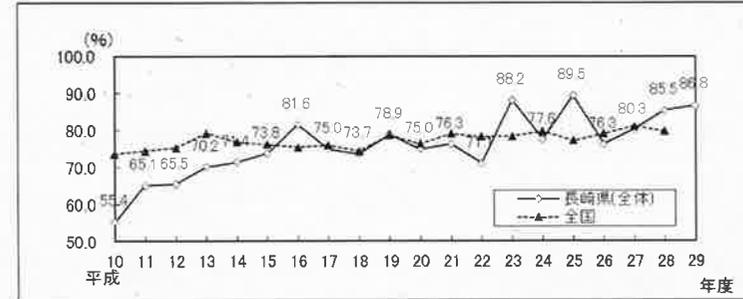
水域名	類型	環境基準値 (mg/L)	COD 75%値 (mg/L)	環境基準 地点数	達成 地点数	達成 状況	
長崎県沿岸海域	対馬海域	A	2.0	1.3	5	5	○
	杵岐海域	A	2.0	1.2	3	3	○
	五島海域	A	2.0	1.2	8	8	○
	松浦海域	A	2.0	1.8	6	5	×
	北松海域	A	2.0	1.6	5	5	○
	西彼海域	A	2.0	1.4	3	3	○
	橘湾	A	2.0	1.6	3	3	○
大村湾	A	2.0	2.0	17	9	×	
東大川河口水域	B	3.0	3.8	1	0	×	
有明海(11)	C	8.0	1.7	1	1	○	
有明海(12)	C	8.0	1.4	1	1	○	
有明海(13)	C	8.0	2.9	1	1	○	
有明海(14)	C	8.0	2.8	1	1	○	
有明海(15)	A	2.0	1.6	2	2	○	

●河川BODの環境基準達成状況の推移(県全体)



※長崎市、佐世保市、国交省測定分を含む。

●海域CODの環境基準達成状況の推移(県全体)



※長崎市、佐世保市、農水省測定分を含む。





## 工場監視指導費(水質)

平成30年度政策評価  
地域環境課

### 【趣旨・目的】

特定事業場等からの排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、特定施設等の設置について事前指導、設置後の監視・指導を行う。

### 【事業内容】

水質汚濁防止法の規定に基づく特定事業場及び未来環境条例の規定に基づく指定施設の立入検査及び排水基準の適合状況の確認を行う。

### 【平成29年度立入状況】

立入対象数	5,926
立入目標数	1,247
監視件数	1,571
達成率	126%

### 【平成29年度排水基準適合状況】

検査数	449
適合数	436
適合率	97%

事務事業にかかる補足説明資料

H29終了事業

事業群名	汚水処理施設の普及拡大と高度処理の推進	目標	H28目標	H28実績	達成率	目標	H28目標	H28実績	達成率
			H29目標	H29実績	達成率		H29目標	H29実績	達成率
			H30目標	—	—		H30目標	—	—
事業名	生活排水対策促進事業	補助対象水域の環境基準(COD)達成率(%)	100	100	100%	生活排水対策重点地域への県費補助金(市)	5	5	100%
			100	100	100%		5	5	100%
			—	—	—		—	—	—
担当課	地域環境課	成果指標	—	—	—	活動指標	—	—	—
			—	—	—		—	—	—
			—	—	—		—	—	—

事業の実施状況

(1)事業の目的

生活排水による汚濁負荷を削減するため、住民を対象として市町が行う実践活動(啓発・普及など)への支援を行い、公共用水域の主要な汚染源とされる生活排水対策を推進する。

(2)平成29年度の事業実施状況

生活排水対策重点地域に指定されている諫早湾流域及び有明海流域の5市(長崎市、島原市、諫早市、雲仙市、南島原市)が実施する啓発活動など生活排水対策活動促進事業に対し、助成を行った。

(1/2以内補助)

- ・長崎市(交付額:94千円、リバーウォッチングなど)
- ・島原市(交付額:422千円、啓発パネル、河川調査など)
- ・諫早市(交付額:1,289千円、エコフェスタ、廃食用油石けん作りなど)
- ・雲仙市(交付額:352千円、河川調査など)
- ・南島原市(交付額:440千円、ごみ分別カレンダー、体験学習など)

(3)平成29年度事業の成果

これまで関係自治体を実施した生活排水対策の普及・啓発活動を通じて、地域住民の意識の向上が図られた。  
H30年以降についても、引き続き、各自治体がイベント等を通じて生活排水対策の普及・啓発を行っていく。